

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会介護用品貸出事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は介護保険非該当者で、かつ在宅の老人・障害者等に対して介護者並びに利用者の負担の軽減を図るため、介護用品（車椅子）を貸出し、日常生活の便宜を図り、その福祉増進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象者は長泉町に在住し、傷病等により緊急に借受を必要とする者であって介護保険に該当しない者、または身体に障害を有し、歩行が困難な者で在宅で臥床している者を対象とする。ただし福祉施設・医療施設に入所、入院中の者は除くが、一時的外泊等で介護保険等のサービスが利用できない場合は対象とする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は原則として、3ヶ月以内とする。期間終了前に生活指導を行う。

(使用料)

第4条 使用料については、有料とする。使用料の支払いは社会福祉法人長泉町社会福祉協議会（以下「社協」という。）と借用者との間で行なうものとする。

2 介護用品の使用料は、月額480円とする。ただし、2週間以内の場合は、240円とする。

(手続き及び受渡し)

第5条 介護用品を利用しようとする者は、長泉町社会福祉協議会介護用品借用承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、社協に提出する。介護用品は、社協窓口にて引き渡すものとする。

(遵守事項)

第6条 貸出しを受けた者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 貸出しを受けた者以外の使用に供与したり、他の者に貸出しをしてはならない。
- (2) 使用中に、福祉施設や医療機関へ入所、入院した場合、もしくは介護保険の適用となった場合には、直ちに返却するものとする。
- (3) 借用者は、責任をもって保管し、破損、紛失した場合は、原形に復するなどの責任を負うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護用品貸出し事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

